

# 仕 様 書

## 1 業務名

富裕層誘客に向けた海外プロモーション事業

## 2 事業目的

県内観光産業の活性化を図るためには、来訪する外国人観光客を増やすだけでなく、1人あたりの消費額を増やす必要がある。そのため、ZENや伝統工芸など本県を代表するコンテンツへの関心が高く、消費単価が高い欧米市場をターゲットに、地域事業者と連携した富裕層向けコンテンツの販売促進、誘客プロモーション、魅力発信等を行うことにより、インバウンドの消費単価向上を図り、経済・地域の活性化と持続的な発展を目指す。

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

## 4 業務内容

### (1) 富裕層旅行を取り扱う海外旅行会社等の招請

- ・ 富裕層旅行を取り扱う海外旅行会社等を2社以上招請すること。
- ・ 招請する旅行会社は Virtuoso や Serandipians などの富裕層旅行コンソーシアムに加盟する旅行会社、または北陸への送客実績があるなど、本県への送客が期待できる旅行会社であること。ただし、上記条件に合う旅行会社を2社以上招請できない場合は、県と協議の上、本県への送客に意欲がある旅行会社に代替可能とする。
- ・ 招請時の行程は、令和7年度に実施した「令和7年度海外富裕層誘客促進事業」、または、今年度別途実施している「海外富裕層受け入れ体制整備事業」において造成・磨き上げを行ったコンテンツを含めることとし、県に行程案を提示した上で決定すること。
- ・ 訪問先、体験、食事、宿泊場所、移動手段の手配等、招請にかかる準備は全て受託者が行うこと。
- ・ 招請時は旅程管理を行うコーディネーターや通訳ガイドが同行すること。
- ・ 招請時の通訳ガイドは、県が今年度別途実施している「海外富裕層受け入れ体制整備事業」のガイド人材育成の参加者の中から選ぶこと。ただし、参加者のスケジュール等の都合で対応できない場合は、県と協議の上、別のガイドに依頼することも可能とする。
- ・ 旅行会社の招請後、被招請者の意見をとりまとめるとともに、旅行会社において本県のコンテンツが販売可能な体制になるまでサポートすること。

### (2) ILTM Cannes 2026 への出展

- ・ JNTO の共同ブースに県が出展するにあたり、現地での商談およびプロモーション等を行うこと。商談に当たっては県内の地域DMC1社を同席させるとともに、地域DMCの商談のサポートを行うこと。また、出展において効果的と思われる

施策等があれば実施すること。

- ・ ILTM Cannes 2026 の概要は以下の通り。
    - 開催期間：2026年11月30日（月）～12月3日（木）
    - 開催場所：フランス・カンヌ
    - 出展スペース：JNT0 共同出展ブース
- ※ JNT0 への出展費用も本委託費用に含むものとする。

#### <事前準備>

- ・ 事前に商談マッチングを行うにあたり、効果的な商談ができるよう、適切な選定を行うこと。選定に当たっては適宜、地域DMCおよび県の意見を確認し調整すること。
- ・ 効果的な商談を行えるよう、県が令和7年度に実施した「令和7年度海外富裕層誘客促進事業」、および、今年度別途実施している「海外富裕層受け入れ体制整備事業」で造成等を行ったコンテンツやモデルコースなど、県内コンテンツの内容の把握を行うこと。また、本県のコンテンツを効果的にPRするための説明資料を作成すること。
- ・ 地域DMCが商談するにあたっての、商談の準備や事前調整など、必要なサポートを行うこと。
- ・ 出展に当たって必要な備品等がある場合、地域DMCと協議の上、商談用PC、Wi-Fi、モニター等の手配を行うこと。
- ・ 現地での商談方法や役割分担について、事前に地域DMCと協議を行うこと。
- ・ 商談に必要な資料等については、必要に応じて事前に発送を行うこと。発送にかかる費用は委託費用に含めるものとする。

#### <現地渡航に係る調整・手配>

- ・ 県職員1名と地域DMC1名が現地渡航するにあたって必要な調整および手配を行うこと。
- ・ 県職員1名と地域DMC1名の現地渡航に必要な費用(国内移動費、往復航空券、宿泊費、現地移動費)は委託費用に含めるものとする。
- ・ 現地での活動期間は上記開催期間とする。ただし、出展に合わせ(4)の現地セールス等を実施する場合は、県と協議の上、活動期間の延長も可能とする。
- ・ 手配する宿泊ホテルは会場までのアクセスや治安等を考慮し選ぶこと。

#### <現地商談サポート・商談対応>

- ・ 出展期間中のブースの設置から撤去までの必要な管理を行うこと。
- ・ ブース来訪者に対し、必要に応じてツールや資料等を配布すること。ツール等を購入する必要がある場合は、その購入費用は委託費用に含めるものとする。
- ・ 地域DMCと連携し、商談会終了後にマッチングした商談相手へのフォローアップを行い、本県の観光コンテンツの提案状況等を取りまとめて県に報告すること。

### (3) PRイベント「ZEN Alive FUKUI」の企画運営・開催

- ・ フランスで福井県主催のPRイベント「ZEN Alive FUKUI」を開催し、現地旅行会社やメディア、インフルエンサー等に対し本県の魅力発信を行うこと。

- ・イベントのターゲットを含む企画内容、開催場所、開催時期などを提案すること。ターゲットは旅行会社等を想定しているが、BtoC 向けのイベントを提案する場合は、その理由も含めて提案すること。
- ・イベント企画内容には、伝統工芸体験や精進料理の提供等、ZENや伝統工芸をテーマとした参加者体験型の企画を取り入れること。
- ・イベントの集客、通訳・プレゼンター手配、当日使用する資料や原稿の作成までを含めた運営を実施すること。なお、イベント開催、運営にかかる全ての費用は委託費用に含む。(県の既存パンフレットや動画は活用可)
- ・イベント時に県が別途実施する「海外富裕層受け入れ体制整備事業」で造成・磨き上げを行ったコンテンツを紹介すること。造成・磨き上げ途中のコンテンツは、可能な範囲で紹介すること。
- ・参加者に対して福井県をPRするノベルティを配布すること。なお、購入費や輸送費にかかる費用は委託費用に含むこと。
- ・参加者へのアンケートを実施するとともに参加者に対しフォローアップを行い、本県の観光コンテンツについての情報を提供すること。アンケート結果は取りまとめの上、県に提出すること。
- ・イベントは年内を目途に開催し、日時決定にあたって事前に県と協議すること。

#### (4) 旅行会社等への訪問営業

- ・(2)の商談会または(3)のイベントに合わせ、旅行会社等を3件以上訪問し、セールス活動を行うこと。
- ・セールス活動にあたっては、福井県への送客可能性がある訪問先候補を県に提示し、県との協議の上、決定した訪問先のアポイント調整等を行うこと。
- ・旅行会社等の訪問時に県の事業で開発・磨き上げを行ったコンテンツやモデルコースの提案・売込みを行うとともに、本県の魅力をPRすること。
- ・セールス活動後、訪問した旅行会社に対して本県の旅行の取り扱い状況を確認するなど、結果をフォローアップし、県に報告すること。

### 5 成果物や実績報告書の提出

下記の成果物や実績報告書等を作成し、令和9年3月19日までに電子データで提出すること。

#### ①実績報告書

- ・海外旅行会社の招請概要
- ・商談会出展概要
- ・フランスでのプロモーション活動の結果概要

#### ②その他福井県が業務の確認に必要と認める書類および写真等

### 6 守秘義務および個人情報の取扱い

- ・本業務の実施にて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- ・再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

## 7 その他留意事項等

- ・ 本業務の受託者は、業務を実施するにあたり、福井県と十分な調整を行うこと。
- ・ 大本山永平寺の協力が必要な場合は、必ず事前に県に報告すること。
- ・ 本業務を遂行するため、福井県は受託者に対して、業務の進捗状況の報告を求めることができる。
- ・ 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- ・ 成果品一式の著作権および所有権は、正当な手続きにより使用または借用した第三者のもの除き、福井県に帰属するものとする。
- ・ この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議のうえ、定めるものとする。